

岩手県告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 一関市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 一関都市計画下水道事業一関公共下水道
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- （4） 事業施行期間 昭和57年1月12日から令和7年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 滝沢市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画下水道事業滝沢公共下水道
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- （4） 事業施行期間 昭和54年2月23日から令和7年3月31日まで